

# 第4次 習志野市社会福祉協議会 発展強化計画

(令和2年度～令和7年度)



社会福祉法人  
習志野市社会福祉協議会

## 「ささえあい 習志野（ちいき） いっぱい広げます」

近年、少子高齢化・高齢者単身世帯の増加などに代表される家族形態の多様化及びコミュニティ機能の低下の進展により、地域課題は多様化・複雑化しています。

このような社会環境の激変に対応するため、国では様々な福祉関係法令改正を実施しており、地域住民による地域課題の解決が求められています。

併せて、社会福祉法人改革が行われガバナンス強化や透明性の向上、公益的な取り組みの実施など、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会が果たす義務や役割が明確化されたところです。これを受けた当協議会では、業務可視化調査を行ない業務の効率化やガバナンスに繋げるべく客観的な分析評価を行ないました。

この計画では、「ささえあい 習志野（ちいき） いっぱい広げます」を当協議会の使命とし、その使命を達成するために、具体的な取り組みや今後目指すべき方向性として、平成17年に「習志野市社会福祉協議会発展強化計画」を策定しました。

さらに、令和2年度からの6年間を第4次の計画として住民の皆様や職員に示し、経営健全化と事業活動の強化を目指して、3つの経営理念に基づき、戦略的に取り組む指針としました。

計画の推進にあたっては、地域住民の皆様をはじめ、各団体や関係機関のご理解とご支援が必要であると考えておりますので、引き続きのご指導、ご協力をお願ひいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたっては、経営検討委員会委員の皆様をはじめ多くの方々のご意見、ご指導、ご協力をいただきましたことに対し心より御礼申し上げます。今後とも、皆様方のより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人

習志野市社会福祉協議会

会長 海寶嘉胤

## 目 次

第1章 計画策定にあたって	
第1節 策定の背景 .....	1
第2節 計画策定の必要性 .....	3
第2章 計画の目指すもの	
第1節 当協議会が目指す方向性 .....	6
第2節 重点戦略 .....	7
第3章 重点戦略・個別事業の展開	
重点戦略1 財政基盤の確立 .....	8
重点戦略2 職員の専門性の向上 .....	12
重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化 .....	13
第1節 計画の進行管理・評価等 .....	22

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 策定の背景

---

### (1) 習志野市社会福祉協議会の動向

- 習志野市社会福祉協議会（以下、「当協議会」という。）は、昭和 34 年の設立以来、社会福祉法に定める地域福祉の中核的な団体として、地域住民や支部社会福祉協議会（以下、「社協支部」という。）、社会福祉法人をはじめとした社会福祉事業者、関係機関・団体と連携・協働し、地域福祉を推進してきました。
- 平成 16 年度には、習志野市社会福祉協議会谷津西部支部が設立（事務所の設置完了は平成 23 年度）され、現在の 16 支部体制が整い、平成 18 年度には地域福祉センター「いすみの家」、平成 19 年度には老人福祉センター「さくらの家」の指定管理者として、事業を拡大してきました。
- 平成 20 年度には第1回目の災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施し、災害時の支援体制の確立を図り、平成 23 年の東日本大震災の発生時には災害対応ボランティアセンターの設置・運営を行ないました。
- 平成 30 年度には「業務可視化調査」を行ない、当協議会の事業事務の実施状況及び職員の業務量の妥当性等について客観的な分析評価を行ないました。
- 当協議会では、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、「習志野市地域福祉活動計画」で地域の福祉活動推進において当会の役割を明確にし、その実現に向けた具体的な取り組みや今後目指すべき方向性として平成 17 年3月に「習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成 17 年度～21 年度）」を策定しました。  
以後変遷する時代背景とともに方向修正を加え、平成 27 年3月には「第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定しました。

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 策定の背景

#### (2) 当協議会を取り巻く状況

##### ① 経営環境

少子高齢・人口減少社会が到来するなか、介護保険制度や障害者総合支援制度においては、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう地域での生活を支える基盤を整備するということが福祉政策の基本的な方向性となっています。

一方自治体においては、財政が逼迫し行財政改革が求められていることから、当協議会に対する補助金・委託金の見直しは避けられず、福祉サービスの担い手として、NPO 法人や民間企業など福祉サービスの提供主体が多様化するなかで介護保険事業を中心に競合する場面も発生しています。

当協議会においては、これらを踏まえ今後事業評価の実施はもとより、地域住民に対し説明責任を果たすことが重要となる一方で、自主財源確保の必要性にも迫られています。

##### ② 経営課題

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において規定された公共性の高い非営利団体として、その性格、活動原則、機能は、平成 4 年に制定された「新・社会福祉基本要項」に定められています。この要項前文においては、全国各段階の社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、「それぞれの地域の実情に即して、創意工夫に満ちた組織と活発な活動」及び「豊かな地域社会づくりにむけ努力を重ねる」との決意が表明されています。

言い換れば、我々社協は、目的達成のため常に創意工夫と努力が求められており、これをクリアするためには、職員の資質向上や士気を高めることが最も重要な鍵になると言えます。

当協議会では、役職員を各種研修会や講習会、会議へ可能な限り積極的に参加させるとともに自主的な研修の実施など職員資質の向上に努めておりますが、更に活動や運営に関連する資格の取得促進など職員のレベルアップのための様々な手立てを講ずる必要があります。

また、財政面においては、安定的な自主財源の確保への努力とあわせ、歳出の削減や法人運営・組織・事務局体制・人事・業務全般にわたって総合的な見直しが必要となっています。

社会保障・社会福祉を取り巻く環境が急速に変化する中、当協議会においては、収支バランスを考慮することはもちろんのこと、限られた経営資源を効果的・効率的に活用するため、常に継続的な事業内容の見直し、改善を図るとともに、地域社会・地域住民、民間事業者を含む様々な機関・団体との連携・ネットワークを更に強化することが求められています。

## 第2節 計画策定の必要性

### (1) 策定の趣旨

- 当協議会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する公共性の高い団体として、これまで取り組んできた地域福祉の推進に加え、社会的孤立や生活困窮等、多様化する福祉課題・生活課題等の社会的な問題に対する取り組みが求められています。
- また、福祉課題・生活課題を地域住民が主体的に解決するための支援・仕組みづくりの必要性が高まっています。こうしたなか、地域住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進める「住民活動主体の原則」、地域住民のニーズに対し、公共性・公益性の高い民間団体としての特性を活かし柔軟性・即応性・開拓性を発揮して対応する「住民ニーズ基本の原則」、「民間性の原則」等に基づいた取り組みがより一層求められています。
- さらに、地域福祉推進の中核的な団体として、専門性を発揮するとともに、関係機関・団体との協働により活動を進める「専門性の原則」「公私協働の原則」等を踏まえた取り組みの必要性が高まっています。
- こうした取り組みを通じ、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、習志野市の地域包括ケアシステムの推進への積極的な関与等、様々な関係機関・団体と連携・協働して地域福祉の推進を図る必要があります。
- 一方、当協議会の多様な事業の評価や整理を図っていく必要があるとともに、職員の能力を高め、雇用のあり方を含めた人材の確保や活用の方策の検討を行なうことで、職員の働く意欲を高め、職場の活性化を図る必要があります。
- また、組織として健全な発展をしていくためには、時代の変化に応じた将来を見据えた経営戦略が必要であり、職員については自発的かつ継続的な改善意識が求められます。
- 以上のことから、昨今の当協議会を取り巻く環境変化や「第3次発展強化計画」の評価等を踏まえた「第4次発展強化計画」の策定が必要と考えます。

## 第1章 計画策定にあたって

### 第2節 計画策定の必要性

#### (2) 計画の位置付け及び期間等

##### ① 計画の役割

- 当協議会及び社協支部が「地域福祉活動計画」に沿って地域福祉を推進するにあたり、その実現のために当協議会及び支部社協として必要な経営・組織基盤の強化の取り組みについて定める計画となります。
- また、民間組織でありながらも、社会福祉法に規定される高い公益性・公共性を有する社会福祉法人として求められる、持続的かつ安定的な経営及び自律（自立）した運営のための財源確保、組織運営の透明性の確保、新たに事業展開する場合の方向性等について定める計画となります。

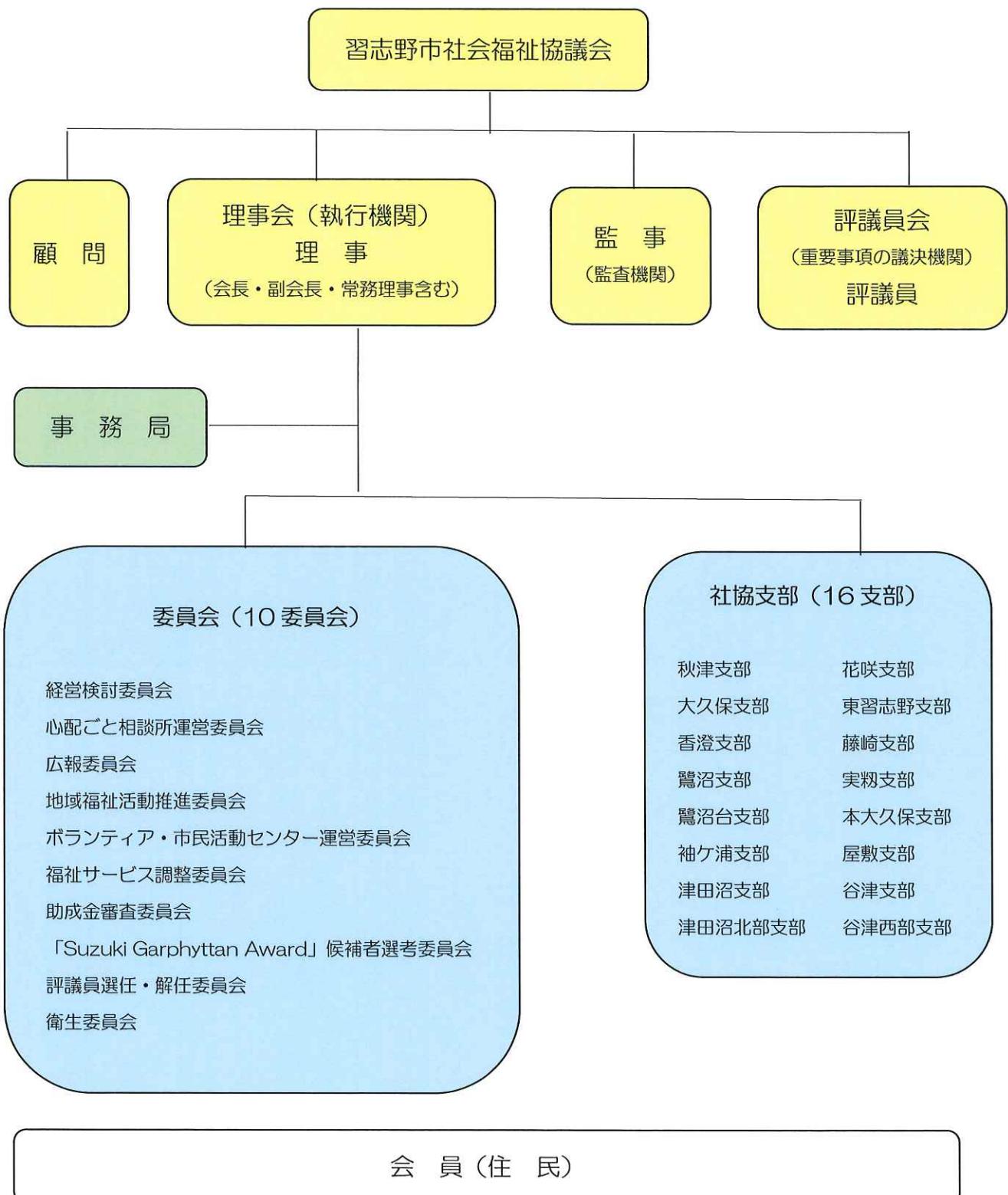
##### ② 他計画との関係性

- 習志野市は福祉施策全体の目的や全体像を明確にした『習志野市地域福祉計画（令和2年度～令和7年度）』を策定しました。
- また、当協議会は、『第6次習志野市地域福祉活動計画（令和2年度～令和7年度）』を策定し、地域住民や社会福祉に関する活動を行なう者、社会福祉を目的とする事業（サービス）を経営する者が相互協力して地域福祉活動を推進しています。
- この発展強化計画は、『習志野市地域福祉計画』及び『第6次習志野市地域福祉活動計画』が目指す地域福祉を実現するために、当協議会の基盤強化と人材育成、財源確保などの行動計画を定めるものです。

##### ③ 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から令和7年度までの6ヶ年の目標を定めています。ただし、計画の達成状況を年度ごとに検証し、令和4年度に見直しを行ないます。

(3) 当協議会の体制



## 第2章 計画の目指すもの

### 第1節 当協議会が目指す方向性

#### (1) 使命

当協議会は、社会福祉法第109条に定める地域福祉を推進する中核団体として、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進役として、習志野（ちいき）を支えあうひとづくり、まちづくり、しくみづくりを行ないます。

「ささえあい 習志野（ちいき）いっぱい広げます」

#### (2) 経営理念

上記の使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① ささえあうひとづくり（一人ひとりの支援）
- ② ささえあうまちづくり（地域福祉活動の支援）
- ③ ささえあうしくみづくり（関係機関の参加と連携のための支援及び協働）

「誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるための  
習志野（ちいき）の実現」

#### (3) 組織経営方針

当協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行なう者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織経営を行ないます。

- ① 住民参加・協働による福祉社会の実現
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③ 地域に根差した総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

※ 市区町村社協経営方針 平成15年3月作成より

## 第2節 重点戦略

### 重点戦略1 財政基盤の確立

会員制度及び寄付金等の拡充をはじめとして、使途の明確化及び広報、発信力の強化を図り、当協議会の取組みと財務状況を透明化し、あわせて当協議会に求められる役割と責任を果たし、公的財源の安定確保に努め、健全な財政基盤、法人経営を目指します。

#### 【主要な取組】

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 会費及び会員の拡大 | ② 共同募金運動の強化 |
| ③ 収益事業の見直し  |             |

### 重点戦略2 職員の専門性の向上

複雑多様化する地域課題や個々の生活課題など、住民の多様なニーズに応えるために必要な人材の確保及び専門性を高める人材育成を図るとともに、職員一人ひとりが意欲を持って働くことができる職場の活性化を図ります。

#### 【主要な取組】

- |                 |
|-----------------|
| ① 専門資格の取得支援について |
|-----------------|

### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

社協は、住民組織、民生委員・児童委員、ポランティア団体、社会福祉事業施設、行政などと協働し、地域福祉活動を展開する地域の民間団体の中核となる組織であり、また、市民団体などが主体的に行なう地域福祉活動を促進・支援する役割を担う組織です。

公共性・公益性・専門性・自主性を併せ持ちながら、その使命を果たすために当協議会の組織体制の充実化を強化します。

#### 【主要な取組】

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| ① 社協支部と事務局との連携強化         | ② 事務局の体制強化         |
| ③ 事業のスクラップ&ビルトの継続的検討     | ④ 危機管理体制の強化        |
| ⑤ 快適な職場環境の形成に向けた推進       | ⑥ 地域福祉を推進するリーダーの育成 |
| ⑦ 魅力ある施設運営及び次期指定管理に向けた準備 | ⑧ 社協活動の周知強化        |

## 第3章 重点戦略・個別事業の展開

### 重点戦略1 財政基盤の確立

#### (1) 取組の方針

会員制度及び寄付金等の拡充をはじめとして、使途の明確化及び広報、発信力の強化を図り、当協議会の取組みと財務状況を透明化し、あわせて当協議会に求められる役割と責任を果たし、公的財源の安定確保に努め、健全な財政基盤、法人経営を目指します。

#### (2) 取組の概要

##### ① 会費及び会員の拡大

〔担当：地域福祉課 地域支援係〕

###### 事業概要と現状

一般会員は、習志野市に居住する世帯の世帯主で、一般会費として、年会費 500 円の協力をいただいている皆さまです。

特別会員は、個人・法人団体の方で、年会費 1,000 円以上の協力をいただいた皆さまです。

各町会の実態調査及び、他市町村社協の会費に関するアンケート調査（平成25 年度）実施を踏まえ、会員規程の一部を改正し、「会員は社協活動や地域福祉活動に賛同し、それを支援するために会費を納入すること」を明確に示しました。併せて、会員区分を一般会員、特別会員の2区分に改めました。

###### 事業課題

- ・地域住民の皆さんに「社協の会員として、社協の活動に参画している」との認識をしてもらうよう働きかけ続ける必要があります。
- ・更なる会員の拡大のため、社協支部と連携を図りながら町会を通じて、働きかけていく必要があります。

###### 今後の方向性

地域住民の皆さんと接する機会がある講座やイベント等で、参加者に対して、社協に対する説明を行なっていきます。

社協各支部長と連携を図りながら、会費未納町会への働きかけや、特別会員の新規開拓について、働きかけを行なっていきます。

第3章 重点戦略・個別事業の展開  
重点戦略1 財政基盤の確立

個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 会費及び会員の拡大						
「習志野市社協について」・ 「会費・共同募金について」 の理解促進	実施					→
一般会員の拡大（会費未納 町会への加入促進）	実施					→
特別会員の拡大	研究・企画	実施	→			→

## 第3章 重点戦略・個別事業の展開

### 重点戦略1 財政基盤の確立

#### ② 共同募金運動の強化

〔担当：地域福祉課 地域支援係〕

##### 事業概要と現状

赤い羽根共同募金は10月1日から3月31日まで実施され、戸別募金は1世帯あたり500円の募金目安額を示しています。また、歳末たすけあい募金は12月1日から12月31日まで実施され、戸別募金は1世帯あたり250円の募金目安額を示しています。

募金額の増額に向けた取り組みとして、募金の助成を受けている団体に対して、新たな街頭募金の実施に向け働きかけを行なっています。

- ・イベント募金の実施
- ・共同募金ボランティアの養成
- ・児童生徒向け共同募金ボランティアの養成

##### 事業課題

- ・街頭募金・イベント募金の拡大、及び戸別募金の拡大。
- ・共同募金ボランティア養成講座の参加者が少なく、開始から10年を迎え、内容を見直し充実を図っていく必要があります。
- ・今後の共同募金を推進するにあたり、習志野市支会から習志野市共同募金委員会への運営が適切かどうか検討する必要があります。

##### 今後の方針

共同募金が地域を良くするための募金であることのPR活動を引き続き行なっていきます。また、多くの方が身近な場所で募金ができるように環境づくりを行なっていきます。

##### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
② 共同募金運動の強化						
「共同募金について」の理解促進	実施					→
戸別募金の拡大（募金未納町会への働きかけ）	実施					→
募金額の増大に向けた研究・企画・実施	研究	企画	実施			→
共同募金運動の適切な運営体制の研究	共同募金委員会への移行について研究	共同金委員会への移行について研究・検討	共同募金の適切な運営			→

③ 収益事業の見直し

〔担当：企画総務課 企画総務係〕

事業概要と現状

自主財源の確保のため、市より土地を借用し、駐車場経営を行なっています。  
また、市内の公共施設を中心に自動販売機を設置しています。

事業課題

- 将来的に閉鎖となる駐車場が出てくる可能性があり、減収に対する対応が必要です。
- 将来的に、公共施設の再生による施設の閉鎖の可能性があるため、減収が見込まれるので、対応が必要です。

今後の方針

自動販売機手数料収入の見直し  
新たな委託事業の検討

個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
③ 収益事業の見直し						
収益事業（駐車場運営事業、 自動販売機設置運営事業） の収入減への対応について	検討・準備					
新たな収益事業（受託事業）の検討	検討・準備					

## 重点戦略2 職員の専門性の向上

### (1) 取組の方針

複雑多様化する地域課題や個々の生活課題など、住民の多様なニーズに応えるために必要な人材の確保及び専門性を高める人材育成を図るとともに、職員一人ひとりが意欲を持って働くことができる職場の活性化を図ります。

### (2) 取組の概要

#### ① 専門資格の取得支援について

【担当：企画総務課 企画総務係】

##### 事業概要と現状

職員一人ひとりが住民主体の理念に代表される社協職員としての価値を共有し、業務の遂行にあたっては、地域福祉推進の担い手である住民、広範な関係機関・団体、行政から信頼されるよう行動し、社協に対する社会的な期待に応えていくことが必要です。

##### 事業課題

- ・社協に対する信頼や社会的な期待に応えるためには、職員一人ひとりが自覚と責任のある行動が重要です。
- ・職員は自ら必要と思われる資格は、積極的に取得に努めます。
- ・職員は自ら必要と思われる研修は、積極的に参加することに努めます。

##### 今後の方針

職員一人ひとりの業務遂行能力の向上につなげていくために、社会福祉士等の国家資格の取得及び関係する研修参加に向け支援を行なっていきます。

「社協職員行動原則」に基づき、職員一人ひとりが地域福祉を推進する中核的な組織の一員として、価値観や使命感を共有し誇りを持って行動することに努めます。

##### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 専門資格の取得支援について						
資格取得支援及び資格取得	継続支援	→				
コミュニケーション・ソーシャルワーカー育成研修への全職員の受講	職員受講	→	全員受講			終了
職責及び業務に応じた研修への参加	研修参加	→				

## 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

### (1) 取組の方針

社会福祉協議会は、住民組織、民生委員・児童委員、ポランティア団体、社会福祉事業施設、行政などと協働し、地域福祉活動を展開する地域の民間団体の中核となる組織であり、また、市民団体などが主体的に行なう地域福祉活動を促進・支援する役割を担う組織です。

公共性・公益性・専門性・自主性を併せ持ちながら、その使命を果たすために当協議会の組織体制の充実化を強化します。

### (2) 取組の概要

#### ① 社協支部と事務局との連携強化 【担当：地域福祉課 地域支援係 企画総務課 企画総務係】

##### 事業概要と現状

平成23年度に社協津田沼支部が事務所を設置し、市内16社協支部全てに支部事務所が設置されました。社協支部では、地域の特性を活かしながら地域福祉の推進を図っています。全16支部事務所へリースによるパソコンを設置しています。

毎年、年度初めのまちづくり会議において、会長と地区担当職員が同席し、会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の協力の御礼とお願いをしています。

##### 事業課題

- ・社協支部事務所のパソコンのリースは、令和5年1月31日で、ADSL（※）が終了となるため、その後のシステムに引き継ぐことが必要です。

※ADSLは【Asymmetric Digital Subscriber Line】（非対称デジタル加入者線）の略で、上り（パソコン⇒インターネット）と下り（インターネット⇒パソコン）の通信速度が非対称（Asymmetric）であることが特徴です。

##### 今後の方針

地区担当職員は、引き続き各社協支部と連携強化を図っていきます。

まちづくり会議への参加が難しい地区については、まちづくり会議以外の地域の協議の場への参加等について、支部長や関係機関と連絡調整を図っていきます。

### 第3章 重点戦略・個別事業の展開

#### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

##### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 社協支部と事務局との連携強化						
社協支部と社協事務局地区担当職員との連携強化	支部との連携強化					→
まちづくり会議への事務局職員の参加、及び参加が難しい地区への働きかけ	参加及び働きかけ					→

##### ② 事務局の体制強化

〔担当：地域福祉課 地域支援係 生活支援係 企画総務課 企画総務係〕

##### 事業概要と現状

平成19年4月に機構改革（事務局体制の見直し）を行ない、業務の効率化を図るために、以前の2課4係1センター制から、「企画総務課」、「地域福祉課」、「在宅福祉課」の3課5係制とし、福祉サービス機能の充実を図りました。その後は、事務局体制の見直しは行なっていません。

平成28年4月から実施された「介護予防・日常生活支援総合事業」の支援体制の構築を目的とし、習志野市から「生活支援体制整備事業」の受託を開始しました。平成30年4月からは、市内の成年後見制度の支援体制として、習志野市より、「成年後見センター業務」の受託を開始しました。

令和元年度を以って在宅福祉課の所管する事業を終了することから、より一体的な組織体制を強化していきます。

##### 事業課題

- ・事務局体制の見直しは、業務量の増加に伴う人員体制及び人件費等を含めて検討する必要があります。
- ・平成29、30年度に実施した業務可視化調査の結果をもとに、職員全員が、業務改善に取り組んでいくことが必要不可欠であります。

##### 今後の方向性

習志野市が策定した「第2次地域福祉計画」の策定に協力した中で、必要な業務を検討していく必要があります。業務量の増加に伴い、必要な人件費を確保した中で業務を行なうことができるよう検討していきます。

職員一人ひとりが、少しずつでも業務改善に取り組んでいくよう努めています。

## 第3章 重点戦略・個別事業の展開

### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

#### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>② 事務局の体制強化</b>						
地域共生社会実現に向けた事務局体制の見直し	検討・協議					→
地域福祉活動計画及び発展強化計画の見直し・策定準備、及び各プロジェクトメンバーの見直し			計画見直し	プロジェクトメンバー見直し	計画策定準備	計画策定
介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み	市認定ヘルパーの養成とシニアサポートのグループ化支援	シニアサポートーのグループ化	グループの活動支援			→
総合相談体制の強化に向けて			体制強化		→	→
成年後見センターの運営について	受託運営				→	→
業務可視化調査に基づく業務改善に向けた取り組み	業務改善の取り組み					→

#### ③ 事業のスクラップ&ビルトの継続的検討 【担当：企画総務課 企画総務係】

##### 事業概要と現状

令和元年度中に介護事業を終了するべく作業を進めました。

平成28年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」の支援体制の構築を目的とし、習志野市から「生活支援体制整備事業」の受託を開始しました。

平成30年4月より、市内の成年後見制度の支援体制として、習志野市より、「成年後見センター業務」の受託を開始しました。

##### 事業課題

業務量の増加に伴い、必要な事業の優先順位を検討し、事業の見直しを進めいくことが必要であります。

##### 今後の方向性

時代の流れに伴い社協の役割の変化における優先順位の観点から、関係機関との連携を踏まえながら業務内容を見直していきます。

平成29、30年度に実施した業務可視化調査の結果をもとに、職員全員が、業務改善に取り組んでいく中で、事業のスクラップ&ビルトを進めています。

### 第3章 重点戦略・個別事業の展開

#### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

##### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
③ 事業のスクラップ&ビルトの継続的検討						
事業のスクラップ&ビルトの検討	継続	→				

##### ④ 危機管理体制の強化

〔担当：地域福祉課 地域支援係 企画総務課 企画総務係〕

##### 事業概要と現状

平成21年1月17日に第1回目の災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施しました。令和元年度の令和2年2月9日に第12回災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施しました。

平成23年度に災害ボランティアセンター運営時に必要な資機材を保管するための防災倉庫を総合福祉センター敷地内に3棟設置しました。

習志野市では、「習志野市地域防災計画（平成25年度修正）」を策定しました。その中で、「災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会の判断で設置することになりました。また、「センターの設置場所は社会福祉協議会が総合福祉センターに設置すること」となりました。

習志野市において、福祉避難所に関しては、「福祉避難所開設・移送対策（協定締結施設分）」に基づき、各避難所の避難状況を地区対策本部が情報収集し、その情報を基に、災害対策本部が福祉避難所の開設を命じます。福祉避難所は、避難所において生活が困難な方（高齢者、障がい者等）のために開設されます。

##### 事業課題

- ・訓練内容は、様々な状況に対応できるよう、内容を検討していきます。
- ・センター運営に必要な資機材については、消費期限のある消耗品等に注意しながら、購入していきます。

##### 今後の方針

センター運営訓練について、全ての職員が緊急時に対応できるように訓練を進めていきます。

センター運営に必要な資機材について、必要な備品を精査し、購入していきます。

## 第3章 重点戦略・個別事業の展開

### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

#### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>④ 危機管理体制の強化</b>						
災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練内容の検討	訓練内容の検討・実施	→	訓練内容の見直し	訓練の検討・実施	→	
災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練に必要な防災備品等の計画的購入	備蓄品の計画的購入	備蓄品の購入品目の検討				→
災害ボランティアセンター運営における対応、及び開設等に関する市との連携	運営に関する連携・訓練への参加協力					→
福祉避難所開設における対応、及び運営に関する市との連携	開設・運営に関する連携					→
初動マニュアル及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、及び定期的な見直し	運営マニュアルの策定	マニュアルの見直し及び訂正				→

#### ⑤ 快適な職場環境の形成に向けた推進

〔担当：企画総務課 企画総務係〕

#### 事業概要と現状

平成20年度より、常時50名以上の労働者を雇用するため、産業医1名及び衛生管理者1名を選任しました。（産業医及び衛生管理者 平成20年10月1日選任）

職員の安全と健康を保持するとともに、快適な職場環境の形成の推進に関する必要な事項を定めた「職員衛生管理要綱」を平成20年10月1日に制定しました。

職場における衛生管理、職員の健康保持促進を図るための対策等のため、衛生委員会を毎月開催しています。

働き方改革における順次施行における対応について、労働基準法を遵守すべく環境整備を進めています。

#### 事業課題

- ・快適な職場環境及び職員の安全と健康確保について、職員間で意見を挙げ、衛生委員会で協議を改善に向けて対応します。
- ・有給休暇の取得に関して、年間10日以上付与されている職員は、付与されてから1年以内に5日間以上（1日または半日）の有給休暇を取得しなければなりません。

### 第3章 重点戦略・個別事業の展開

#### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

##### 今後の方針

職員のメンタルヘルスに対するストレスチェックの結果を踏まえ、職員の健康相談を実施する中で、健康管理に努めていきます。

タイムカード等を活用した客観的な記録を基礎とし、適正に記録することを実施していきます。

##### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑤ 快適な職場環境の形成に向けた推進						
快適な職場環境及び職員の安全と健康確保に関する対応	衛生委員会で協議・対応					→
働き方改革における職場内の対応	職場内の対応					→

##### ⑥ 地域福祉を推進するリーダーの育成【担当：地域福祉課 地域支援係 企画総務課 企画総務係】

##### 事業概要と現状

平成15年度より、理事・監事、評議員及び各社協支部に赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金の街頭募金に協力をしていただくことになりました。

年1回、理事・監事、評議員、支部長、支部委員等に呼びかけ、「社協役員合同研修会を実施し、最近の地域福祉で注目されている事項や課題について把握に努めています。

支部活動における新しい人材の発掘・確保に向け、広報紙「ふくし習志野」や各種講座を通じて、支部活動の周知と共に、新たな人材募集の周知も行なっています。地域における公益的な取り組みについて、市内の社会福祉法人に対して、状況を把握し、必要に応じて支援を行なっていきます。

##### 事業課題

支部活動の担い手不足及び、高齢化等に伴う人材確保が非常に厳しい状況です。

##### 今後の方針

関係機関の研修会等の情報について、適宜、各社協支部へ情報提供を行なっていきます。支部活動の人材確保について、事務局と社協支部において、情報交換をしながら検討していきます。地域における公益的な取り組みについて、市内の社会福祉法人の状況を把握していきます。

第3章 重点戦略・個別事業の展開  
重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

**個別事業（年次計画）**

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>⑥ 地域福祉を推進するリーダーの育成</b>						
理事・評議員との連携強化	検討	→	連携強化	—	—	→
役員向けの研修内容の検討・開催 (地域福祉の推進を図るために研修の検討、開催を含む)	企画・開催	→	検討・開催	—	—	→
支部活動における新しい人材の発掘・確保	支部との情報交換・連携	検討	—	→	実施	→
地域における公益的な取り組み（市内社会福祉法人）の実施の支援	他法人の実施状況の把握	→	支援方法の検討	情報収集及び必要に応じた支援	—	→

**⑦ 魅力ある施設運営及び次期指定管理に向けた準備** [担当：企画総務課 さくらの家 地域福祉課 地域支援係]

**事業概要と現状**

令和元年度から令和5年度まで「習志野市総合福祉センターさくらの家・いずみの家」の指定管理者として、当協議会が選定されました。

指定管理者として魅力ある施設運営を行うと共に、次期（令和6年度からの）指定管理に向けた準備を進めています。

「習志野市公共施設再生計画」において、総合福祉センターの改修計画が予定されています。

**事業課題**

魅力ある施設運営のために、さくらの家・いずみの家の有効活用に努める。

**今後の方針性**

次期の指定管理に向けて、「さくらの家・いずみの家」の有効活用、利用促進を含めた周知、及び利用者拡大を含め、引き続き魅力ある施設運営・事業展開の企画と研究を行なっていきます。

### 第3章 重点戦略・個別事業の展開

#### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

##### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑦ 魅力ある施設運営及び次期指定管理に向けた準備						
魅力ある施設運営（さくらの家・いすみの家の有効活用）	魅力ある施設運営					→
次期、（令和6年度からの）さくらの家・いすみの家指定管理の準備	研究	→	指定管理申請準備	指定管理開始	→	

##### ⑧ 社協活動の周知強化

【担当：企画総務課 企画総務係 地域福祉課 地域支援係】

##### 事業概要と現状

当協議会は、「向こう三軒両隣 困ったときの さえあい」を合言葉に、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、地域住民の皆さんに支えられている社会福祉法人です。

イメージキャラクターを、広報紙「ふくし習志野」で公募したところ、101名より 148 点の応募がありました。結果は平成 16 年 1 月 1 日で報告しました。愛称については、160 名の応募があり、「ふくっぴー」に決定し、平成 16 年 4 月 1 日に報告しました。現在、様々な場面で、社協のイメージキャラクターとして活躍をしています。

現在、寄付者へのお礼として、寄付金額により「ふくっぴーバッジ」や「カレンダー」をお渡ししています。

イメージキャラクターである「ふくっぴー」を周知するために、平成 23 年度に着ぐるみ 1 体を製作、平成 27 年度に 2 体目を作りました。

令和元年度からホームページ上に Facebook ページを掲載し、Facebook を活用した情報の受発信を行なっています。

##### 事業課題

- ・社協を説明するための資料や、会費の使い道に関する資料について、住民の皆さんに分かりやすい内容にする必要があります。
- ・イメージキャラクターである「ふくっぴー」の着ぐるみの活用における、職員の協力体制の見直しが必要です。（イベント等の「ふくっぴー」の参加）

### 第3章 重点戦略・個別事業の展開

#### 重点戦略3 組織・事務局体制の強化及び社協支部と事務局との連携強化

##### 今後の方向性

地域の皆さまと接するイベント等で、社協の活動を理解してもらえるように周知活動に努めています。併せて、会員拡大のための働きかけを引き続き行なっていきます。

イベント等で、無料配布できる配布物や、寄付者へ御礼として渡す粗品の製作を引き続き行なっていきます。

イベント等の告知や報告にFacebookを効果的に活用し、社協活動を周知します。

##### 個別事業（年次計画）

個別事業（年次計画）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>⑧ 社協活動の周知強化</b>						
「習志野市社協について」・ 「会費・共同募金について」 の理解促進（再掲）	実施					
寄付者へのお礼としての粗品 の検討、決定及び配布（キャラ クターグッズを活用・イベン ト時の無料配布等含めた）	継続・検討					
Facebookの効果的な活用	継続・検討					

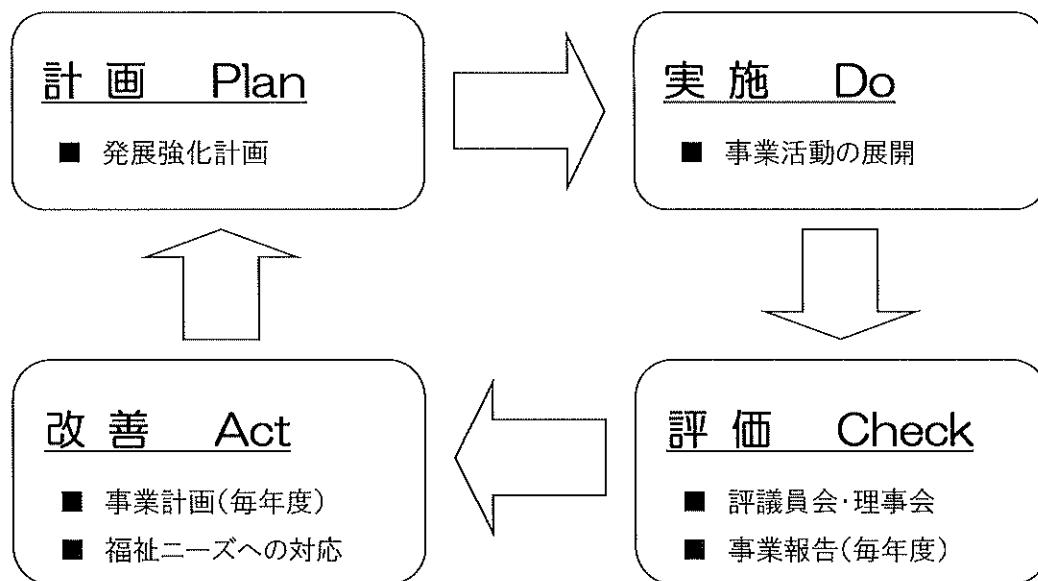
## 第1節 計画の進行管理・評価等

### (1) 計画の進捗管理について

本計画は、計画が策定された後も、計画が市民・関係機関等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているか等の観点からチェックし、適宜見直していくことが重要です。

そのため、本計画ではチェック機能を充実させ、事業をより効果的なものとするため、計画の進捗管理体制を強化するとともに、当協議会組織の強化を図ります。

#### PDCA サイクル



### (2) 当協議会の役割について

当協議会は、市民自らが地域の福祉課題を自らの問題としてとらえ、共に考え、行動することができる地域づくりを進めることを使命としています。

#### ■ 計画を推進できる体制整備

毎年度の事業計画とともに、「地域福祉活動計画」を併せて推進し、本計画を着実に進めています。

#### ■ 行政・地域組織との連携の強化

本計画の実施に当たっては、情報共有等で習志野市と連携を図るとともに、町会・自治会やボランティア団体等の地域組織との交流・連携・協力関係を築き、地域の活動を、より確実に支援します。

## 第4次 習志野市社会福祉協議会 発展強化計画

---

発行年月：令和2年3月

---

発行・編集：社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

---

所 在 地：〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1（総合福祉センター内）

電 話：047-452-4161

ファクス：047-451-8211

ホーメージ：<http://www.nashakyo.jp/>